

サークルの新規立ち上げについて

■サークル設立の手順

公認団体として認められるには、【準備団体】【準公認団体】【公認団体】というステップを踏んでいかなければなりません。サークルの新規立ち上げから公認団体となる方法は、以下のようになります。

STEP 1

まずは大学に申し出ること。学生自身の力のみで1年間以上活動をして、実績を作ってください。また、詳細な活動記録を残してください。この期間は大学としてのサポートなどは一切ありません。

[例] ビラ配り、ポスター掲示、教場など学内施設の貸出など。

STEP 2

サークルの設立年月から1年間以上が経過すると、『学生団体設立準備届』（以下、準備届）の用紙を受け取ることが出来ます。この準備届を不備なくしっかりと記入して、学生部1番窓口に提出してください。活動内容や書類の作成状況、部員数（10名以上）、活動実績などから、特に問題なく、サークルとして運営が確立していると判断されれば、【準公認団体】として登録されます。

[準公認団体とは]

・準公認団体とは、公認団体となるための準備段階のサークルのことです。準公認団体として登録されると、4月に限り、勧誘活動（ビラ配り・ポスター掲示）とサークルの説明を行なうために教場をかりることができます。

[注意] 準備届の提出時期が勧誘許可の締め切りを過ぎてしまうと、準公認団体として認められてもこれらのサポートを受けられない場合があります。

STEP 3

準公認団体として、さらに1年間以上活動を継続すると、公認団体になるための審査を受けることができます。この審査は任意で、毎年11月頃に実施します。『学生団体設立届』の提出、学生部との面談（通常3回）を行ないます。この時、本当に公認団体として継続した活動ができるか、準備届の際よりも詳細に審査します。さらに学生部委員会で審議し認められることで、公認団体となることができます。

■サークル運営における注意事項

1. 既にあるサークルと同じ内容の場合、認可されないことがあります。テニス、野球、オールラウンドなどが該当します。
2. 活動内容は明確にしてください。特色のあるサークルを作ってください。
3. 公認団体は必ず顧問（専任教職員）が必要です。早い時期から引き受けてくださる専任教職員を捜し、活動目的と内容や顧問の役割等を説明し、説得してください。この交渉力も審査のひとつとなります。
4. その他、『学生団体取扱要綱』（学生生活ガイドブックに掲載）をよく読んでください。

最後に

サークル活動は、単なる友達の集まりではありません。時には大学の外、社会ともつながる団体であるという強い意識を持ってください。そして責任のある行動を心がけ、充実した大学生活を送れるよう自覚をもって活動してください。